

令和8年度 東京学芸大学附属高等学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改訂
東京学芸大学附属高等学校
校長 羽田 邦弘

1 本校「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは、生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしかねないものであり、絶対に許されない行為であるとの認識の下、学校の総力によりいじめの防止を図り、もって生徒たちにとって安全で安心な学校づくりに資するため、本校「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ問題に対する学校としての基本的な考え方

本校は、上記目的の達成のため、下記の基本的な考え方に立ち、教職員と保護者との共通理解を形成しながら、いじめ問題を解決するための取組を行う。

- ① いじめを受けたり、いじめを行ったりすることは、成長過程の生徒にとって、いつでもだれにでも起こり得ることと捉える。

いじめの件数が多いことのみをもって、問題のある学年、学級という捉え方はしません。学校として、生徒たちの状況を丁寧に確認し、軽微なうちにいじめを認知することで、問題の重篤化を避け、早期に解決することを目指します。

- ② いじめの疑いのある事案に気づいた教職員は、一人で抱え込むことなく、学校全体で問題の解決に取り組む。

いじめは、学級担任など教職員が個人で対応すべき問題ではありません。いじめの疑いの段階から、教職員間で情報を共有し、解決に向け学校として力を合わせて取り組みます。

- ③ 生徒たちや保護者にとって、どんな小さな不安や悩みでも、安心して学校に相談できる環境を築く。

「学校に伝えたら、もっといじめられる」、「自分もいじめの対象となってしまう」などと心配しないで相談できるよう、学校の相談機能を高めます。学校の中で、一番相談しやすい教職員に、いつでも、何でも遠慮せずに相談できる学校を目指します。

- ④ いじめの行為の意図性、悪質性、継続性、原因、その行為を受けた生徒の心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて、学校として、その解決に向けた対応を行う。

「いじめ防止対策推進法」に定められたいじめの定義（後述）に基づき、いじめを受けた生徒の心身の苦痛を踏まえ、学校として問題の解決に取り組みます。その際、受けた行為の外形のみならず、一人一人の生徒に寄り添って、その原因を解消できるよう努めます。

また、いじめを行った生徒に対しては、行為の重大性や発達段階に応じて、二度と同じようなことを行うことがないように、指導を行います。

一方で、その行為が悪意のないものであったり、発達段階に鑑みて軽微なものであったりする場合等もあることから、時として「いじめ」という言葉を使わずに理解を促すなど、指導の在り方については、学校が個々に判断します。

- ⑤ いじめ問題の解決のため、保護者の理解と協力を得つつ、生徒たち同士の良好な人間関係づくりに向けた指導を行い、生徒が安心して学校に通えるようにすることを目指す。

個々のいじめ問題の本質的な解決に向け、教職員は、いじめを受けた生徒の保護者の意向を踏まえつつ、いじめを行った生徒の保護者、周囲の生徒の保護者とも連携し、大人の力を結集して、生徒たち同士がよりよい人間関係を結び、全ての生徒にとっていじめのない安全で安心な学校になるよう取り組みます。

- ⑥ 生徒たち自身が、いじめについて主体的に考え行動できる学校づくりを目指す。

全ての教育活動を通じて、生徒たちが、自己肯定感を高め、望ましい集団活動の中で自尊感情をもてるようにするとともに、多様性や互いのよさを認め合える態度を育てます。

そのため、日常の授業の中で、生徒たち同士の協同的な学びや、話し合いによる合意形成、意思決定の場等を多く設定します。

3 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項の規定に基づき、いじめとは以下の行為をいう。

児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

本校の生徒が、受けた行為により、「心身の苦痛を感じた」場合は、すべていじめと認めて対応します。

- 相手の生徒の人数は、関係ありません。（一人でも、集団でも関係ありません。）
- 暴力行為の有無は、関係ありません。
- 行為の回数は、関係ありません。（1回だけでも、複数回でも関係ありません。）
- 行為で判断するのではなく、個別に判断します。（「この行為はいじめではない」と判断せず、行為を受けた生徒がどう感じているかで判断します。）
- 互いの行為に対し、双方者が心身の苦痛を感じた場合は、それぞれの行為をいじめと判断します。（けんかで苦痛を感じたら、双方がいじめを行ったことになります。）

例えば…

① 好意で行った言動 ～親切のつもりが～

発言の苦手な子に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。

② 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに～

リレーでバトンを落とした子に、「何やってんだ！」と怒鳴った。

③ 衝動的に行った言動 ～つい、かっとなって…～

うっかりぶつかってきた子に、「何するんだよ。」と言い、にらんだ。

うっかりぶつかってきた子に対して、その場で殴りかかった。

④ 故意に行った言動 ～あの子に腹が立つ～

体育の時間等で、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と問い詰めた。

失敗するたびに、「きもい！」「足引っ張るな！」などとはやし立てた。

持ち物を隠して、被害の子が困っている様子を笑って見ていた。

試合で負けたお詫びに、メンバー全員に、1,000円ずつ払うよう強要した。

お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。

一般的に、いじめと考えられているものの範囲

法律でいじめと定められているものの範囲

4 学校いじめ防止対策委員会とは

「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、学校におけるいじめ防止対策の取組を推進する中核となる組織として、下記のとおり「本校学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 学校いじめ防止対策委員会のメンバー

校長（委員長）、副校長（副委員長）、主幹教諭、生徒指導主事、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

※ このメンバーが、学校におけるいじめ防止対策の中心を担います。

※ いじめの個々の事案ごとに、必要に応じて、他の教員、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカーなどのメンバーが加わることがあります。

※ 緊急に協議する必要がある場合など、メンバー全員が揃わなくても会議を開催したり、校長の即時の判断で対応したりすることがあります。

(2) いじめ事案対応における学校いじめ防止対策委員会の役割

ア 「いじめ」の認知

生徒たち、保護者、教員からの「いじめ」や「いじめの疑い」に関する情報は、学年会（学年担当の教員で構成される組織）を通して、この委員会に報告されます。

この委員会で協議を行い、校長が「いじめの定義」を踏まえて、いじめであると判断します。

イ 「いじめ」解消に向けた対応の決定

いじめであると判断された事例ごとに、いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添いながら、保護者の意向を踏まえて、解決に向けた支援や対応の方針、教職員の役割分担等を、協議し決定します。また、いじめを行った生徒への指導の在り方についても決定します。

教職員は、この決定を踏まえて、保護者との共通理解の下、それぞれの生徒に対し支援や指導を行います。

いじめに至った原因や背景を丁寧に見極めつつ、いじめが解決し、生徒たちが安心して学校生活を送れるようになることを目指し、協議を繰り返します。

ウ 「いじめ」解消の判断

「いじめ防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月 文部科学大臣決定）を踏まえ、下記の2つの条件を確実に満たす場合、いじめが解消されたと判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害の児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害の児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害の児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「謝罪した」「今は何も起こっていない」などの状況だけでは、いじめは解消されたことになりません。

この委員会で、上記の2点の条件に加え、「いじめの原因が解消されている」という条件が満たされているかを含め、生徒の状況を総合的に検討した上で、校長が、「いじめ」が解消されたと判断します。

なお、この場合の「いじめの原因」は、不登校の原因やその他いじめを受けた生徒が心理的に抱える多様な背景を含むものではなく、いじめが生じた原因に限定するものとします。

エ 「いじめ」の発生及び「いじめ」の解消についての東京学芸大学への報告

いじめが発生した場合、全ての事案について、毎月初めに「いじめ報告一覧表」により、東京学芸大学に報告を行い、必要に応じ対応の在り方等について助言を求めます。その後も、いじめが解消するまで、毎月初めに対応経過を報告します。

また、発生したいじめのうち、重点対応必要性が高いと考えられる事案（いじめを行った児童生徒の悪質性、故意性、継続性、いじめ行為を行った児童生徒の人数、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛の度合い等を学校として総合的に勘案して判断された事案）については、当該いじめ認知後、速やかに、「いじめ発生報告書」を、同大学に提出します。

オ 「いじめ」に関する情報、対応経過の記録の共有と保存

いじめに対する調査や対応経過等については、「いじめ報告一覧表」により、データで保存し、教職員がいつでも閲覧できるようにしておきます。

特に、全教職員で共有すべき内容については、学校いじめ防止対策委員会から、学年会を通じて、改めて周知を図ります。

(3) いじめ防止における日常的な学校いじめ防止対策委員会の取組

ア 全校の生徒の状況についての情報共有

いじめの可能性を見逃さないようにするため、定例会議を開催し、日常的な生徒たちの様子について情報交換を行い、必要に応じて対応を協議します。

【原則、毎週水曜日 13時から 14時まで開催】

イ いじめをしない、許さない意識や態度を育む授業の計画の立案 <5 (1) イに記載>

ウ 教職員がいじめ防止の取組に理解を深めるための研修の計画の立案

教職員が一人でいじめ問題を抱えることなく学校全体で対応するための報告、情報共有の在り方や、事案ごとの対応例等について共通理解を図るため、教職員全員で研修を行います。

【年2回（5月7日、10月15日）実施】

エ いじめ早期発見のためのアンケートの実施に向けた計画、取りまとめ、確認

<5 (2) ウに記載>

オ いじめ防止プログラム（年間指導計画）の策定

学校全体で、生徒に対し、いじめをしない、許さない意識を啓発するため、毎年度、「学校いじめ防止プログラム」を策定し、計画的に指導を行います。

5 いじめ防止のための学校の取組

学校いじめ防止対策委員会により決定された方針等を踏まえ、学校として、いじめ防止のため、以下の取組を行う。

（１）いじめの未然防止のための取組

ア 生徒が安心して生活できる学校風土の創出

学校や学級が、生徒にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、文化祭や体育祭におけるクラスやクラブ単位、または有志団体での参加、１年生・２年生で行う宿泊行事、各教科・科目で取り組むグループ活動など、一人一人の生徒が活躍できる機会を設定します。

それらの機会を通して、生徒たち同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学びを進め、自尊感情を高めることができるようにします。

イ いじめをしない、許さない意識や態度の育成

全ての生徒が、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ相手の言動に腹が立ってもいじめという方法で対応してはいけないこと、同じ行為でも人によって感じ方は異なることなどが理解できるよう、全ての学年（or 学級）でいじめに関する授業を行います。

【学年ごとに年３回（５月、１０月、２月）実施】

ウ 生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

全校の生徒が所属する児童会（生徒会）による文化祭や体育祭におけるクラスやクラブ単位、または有志団体での参加、１年生・２年生で行う宿泊行事、各教科・科目で取り組むグループ活動など、役員の生徒たちのリーダーシップによる主体的取組を、教職員が支えます。

その際、全ての生徒たちが考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるよう、学級担任が、学級の生徒たちに取組を促す指導を行います。

（２）いじめの早期発見の取組

ア 教職員による生徒の変化に気付く力の向上

生徒にとって最も身近な教職員である学級担任、教科担当、部活動担当等による日常のコミュニケーションや観察等を通して、生徒の様子の小さな変化に気付くことができるよう、生徒との関わりを深め、いじめの疑いに気付く感覚を高めていきます。

イ 生徒や保護者等からの相談、訴えを受ける体制の強化

生徒や保護者の不安や悩みについて、どんな小さなことでも、様々な方法（対面での面談、オンライン面談、SNS、メール、電話）で、教職員が相談に応じます。担任に話づらいことは、心理の専門家であるスクールカウンセラー、学年の教員、養護教諭、部活動顧問、前担任、管理職など、最も話しやすい教職員が相談に応じます。

生徒からスマホ等で匿名で相談機関に連絡できる匿名通報システムを導入しております。

また、他の生徒がいじめられているなど、自分以外のことについても丁寧に話を聞きます。

相談に当たっては、相談した事実やその内容が、相談者の意向に反して他の生徒や保護者等に伝わることをしないよう十分配慮し、相談したことで不利益になることをしないよう、相談者を守り抜きます。

「いじめ」のことを相談したら、もっといじめられるかも・・・

そんなことはありません 必ずあなたを守ります

学校にいる話しやすい先生やスクールカウンセラーに相談
相談してくれたあなたの思いを大切にします

先生方が「学校いじめ防止対策委員会」で、生徒を守るために話し合い
解決する方法を先生方みんなで考えます

家族と協力 地域の施設と協力（必要な場合）

解決に向け、大人たちが力を合わせて、必ずあなたを守ります

「いじめ防止等啓発資料（児童・生徒用）（令和6年3月 東京都教育庁指導部）」より一部改変

ウ 定期的なアンケートおよび匿名通報システムによる生徒の声の受け止め

いじめやいじめの疑いがある状況を把握するための重要な参考資料の一つとするため、毎学期すべての生徒を対象にアンケートを実施します。また、いつでも匿名通報システムでいじめ等に関することを通報することができます。

その際、生徒たちが、安心して事実を記載できるよう配慮するため、以下の方法と内容でアンケートを行います。

また、このアンケートは、記載事項の有無等にかかわらず、実施年度の末から3年間保存します。また、前記にかかわらず、生徒が本校に在籍している期間は保存します。

【アンケートの実施方法、内容】

- Forms に入力する形式で記名式により実施します。
- 自分がいじめを受けていないか、いじめを見聞きしていないかを問う内容です。
- 担任だけでなく、いじめ防止対策委員が内容を確認することができるので、学校として対応することができます。

(3) いじめ解決に向けた早期対応の取組

ア 事実関係の調査

いじめやいじめの疑いがあることが認められた場合、保護者の意向を踏まえ、学校いじめ防止対策委員会等で決定した方法や役割分担により、教職員が、いじめを受けた生徒、いじめを行った疑いのある生徒、他の生徒等に聞き取りをしたり、これまでに実施したアンケートを確認したりして、できる限り事実を把握するための調査を行います。

明らかになった事実については、いじめを受けた生徒の保護者に報告するとともに、いじめを行った生徒の保護者にも情報提供をします。

イ いじめを受けた生徒に対する対応

いじめを受けた生徒の心身の苦痛の状況を踏まえ、学校いじめ防止対策委員会等で決定した方法や役割分担により、教職員が、保護者と緊密に連携して、生徒の心情に寄り添いながら、安心して学校に通えるようになることを目指して支援を行います。

その際、学校として、いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者の双方が、互いの生徒にとって最良の解決方法を見出していけることを目指します。

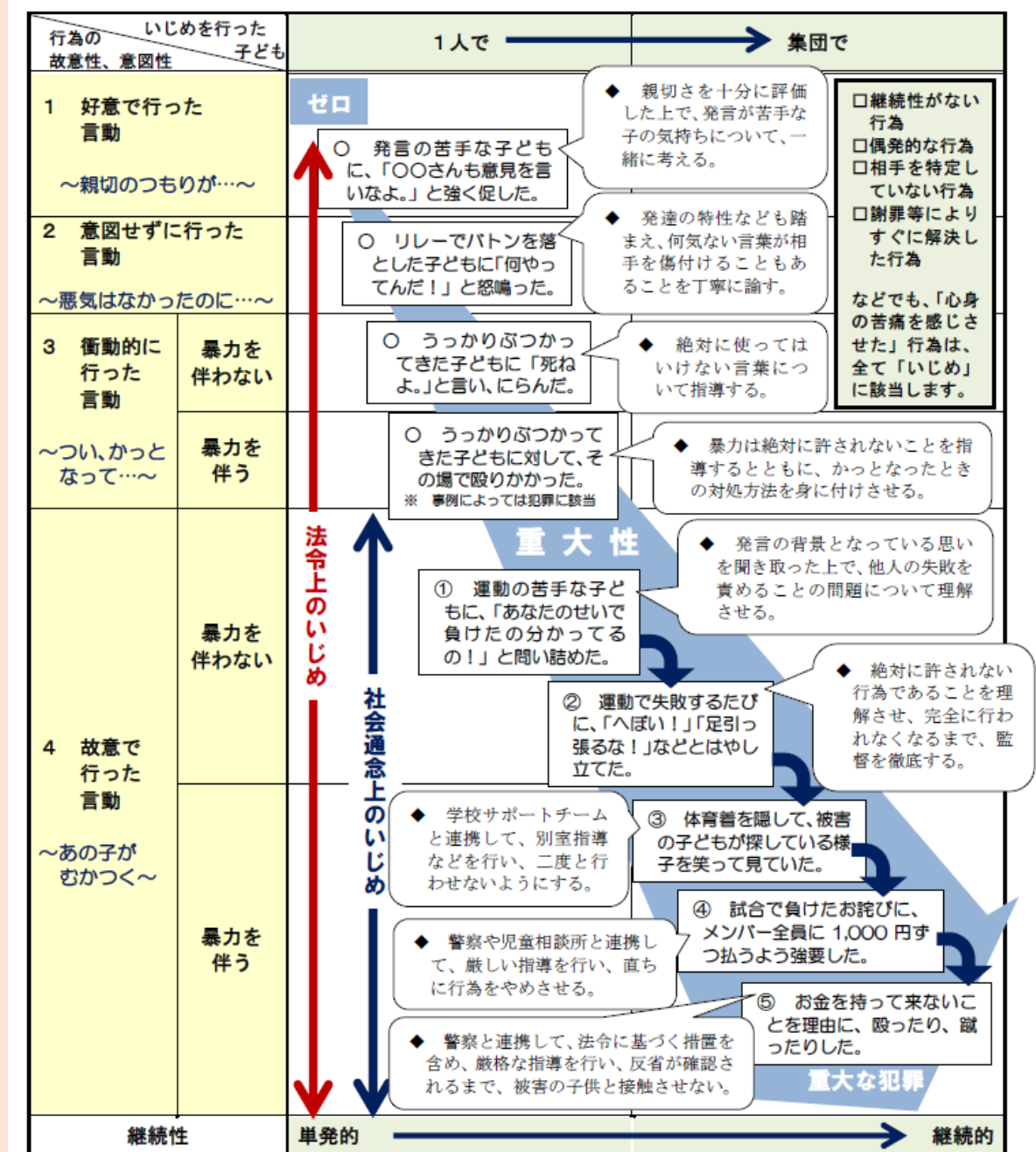
ウ いじめを行った生徒への指導

いじめの行為の重大性や発達段階に応じて、いじめ防止対策委員会等で決定した方法や役割分担により、いじめを行った生徒に対する指導を行います。

その指導の在り方については、いじめを受けた生徒の保護者の意向にかかわらず、学校がいじめを行った生徒の様々な状況を勘案し、個々に判断します。

● 重大性の段階に応じたいじめの対応例

以下の対応は、あくまでも例であり、個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（故意性、悪質性、いじめを行った生徒の人数、継続性）等を総合的に勘案して行います。



※ 上記の例は、いじめを行った生徒の行為によって類型化したものであり、いじめを受けた生徒の「心身の苦痛」の軽重を示すものではない。

※ どこからが犯罪行為に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

「いじめ総合対策【第3次】（令和7年6月 東京都教育委員会）」より

なお、いじめを行った生徒に対して、必要と判断する場合は、以下の対応を行うことがあります。

● **別室での学習の実施**

【いじめ防止対策推進法 第23条第4項】

学校は、（中略）必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

● **警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援**

【いじめ防止対策推進法 第23条第6項】

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

● **懲戒による指導**

【いじめ防止対策推進法 第25条】

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態の認定

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項の規定に基づき、「重大事態」とであると判断する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【1号事案】
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【2号事案】

下記のような事例が、「重大事態（1号事案）」に該当します。

事実を確認する前の「疑い」の段階で、「重大事態」が発生したものと判断します。

① 生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴力を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされて裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられて壊された。

④ いじめにより転学を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月 文部科学省）」より

下記のような事例が、「重大事態（2号事案）」に該当します。

欠席日数が30日に達する前でも、いじめが疑われる状況があって学校に通えなくなった場合は、「重大事態」が発生した者と判断します。

○ いじめにより相当期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合

- 相当期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、その事態を解決すること、また同様の事態の再発を防止することを目的として、いじめを受けた生徒やその保護者の意向を踏まえつつ、大学又は学校に調査のための組織を設置して、下記の方法等により、事実解明のための調査を行います。

【調査方法の例】

- いじめを受けた生徒らの聞き取り調査
- いじめを行ったと疑われる生徒からの聞き取り調査
- その他の生徒からの聞き取り調査
- 教職員からの聞き取り調査
- 過去に実施していたアンケート等、記録文書の確認調査

調査結果については、いじめを受けた生徒の保護者に報告します。

また、この結果について、必要に応じ、いじめを行った生徒の保護者や他の保護者等にも報告します。

調査報告の公開については、いじめを受けた生徒の保護者の意向を踏まえつつ、東京学芸大学が、公開の有無、方法、内容等を決定します。

ウ 重大事態への対応

重大事態においても、上記5（3）イ・ウに示す方針により、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒への対応、指導を行います。

エ 東京学芸大学を通じた文部科学大臣への報告

重大事態が発生した時点、調査を開始する時点、調査が終了した時点で、それぞれ、東京学芸大学から文部科学大臣に対し報告を行います。

なお、調査結果を文部科学大臣に報告する際に、いじめを受けた生徒の保護者は、文部科学大臣宛に所見書を提出することができます。

(5) 関係機関等との連携

ア 日常及び緊急時における関係機関等との連携

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、本校 PTA、学校評議員会と「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容を共有し、いじめの疑いを含め、生徒の様子で気になることがあったら、随時学校に連絡するよう依頼します。

また、下記の定例的な会議で、日常の生徒の状況等について情報共有を行い、いじめにつながるような行動がないか確認します。

こうした取組を通して、生徒たちが多くの大人に見守られていることを実感し、安心して生活できるようにするとともに、いじめなど人を傷付ける行為をしてはいけないという意識をもてるようにします。

【PTA 役員会】 学期に 2 回程度不定期に開催

【学校評議員会】 3 月開催

また、いじめの重大性等に応じて、これらの会議を臨時に開催して状況を説明するとともに、助言を求めたり、必要な支援をお願いしたりすることがあります。

イ スクールソーシャルワーカーの助言・仲介による外部関係機関との連携

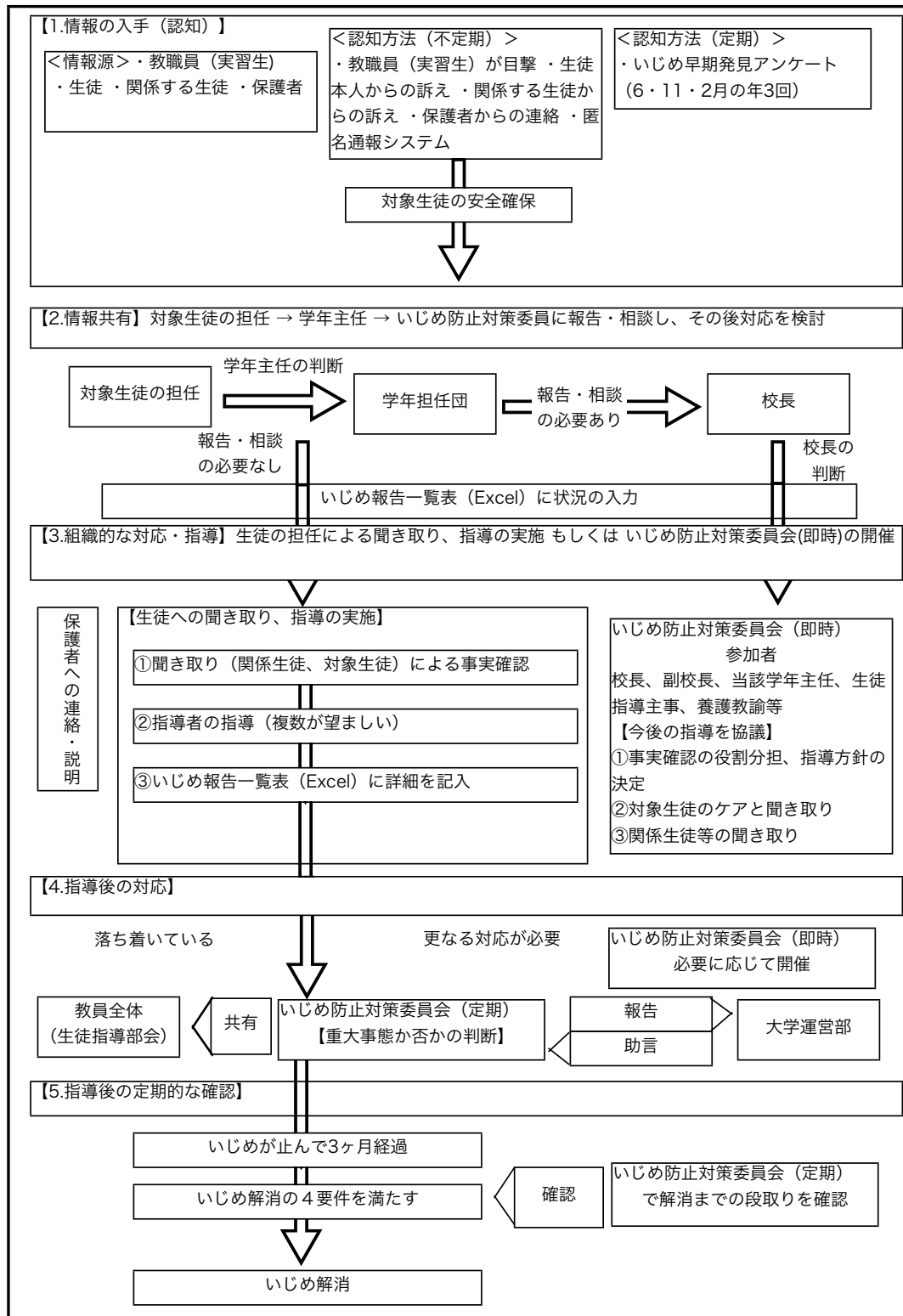
いじめの原因や背景、生徒を取り巻く環境等を踏まえ、福祉分野の専門家であるスクールソーシャルワーカー（東京学芸大学が附属学校に在籍する生徒の支援のために配置）に助言や仲介を依頼し、必要に応じて、生徒家庭支援センターや児童相談所、その他外部の関係機関等とも連携しながら、いじめをはじめとする問題の解決を図っていきます。

ウ 世田谷警察署と連携した対応

いじめを受けた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるなど、犯罪行為として取り扱われるべきと考えられる事例等については、本校の地域所轄である世田谷警察署に通告、連絡し、連携して対応したり、いじめを行った生徒への指導を行ったりします。

また、いじめの未然防止の観点から、警視庁と東京学芸大学による「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書（平成 26 年 6 月）」に基づき、犯罪、触法、不良行為が見られる生徒で、その影響が他の生徒に及ぶと認められる場合などについては、いじめの行為の有無にかかわらず警察に連絡します。

【いじめの認知から解消まで ～フローチャート～】



6 令和8年度の数値目標

いじめ防止上記の取組を通して、令和9年2月10日時点で、以下の数値を達成することを目指す。

	取 組 内 容	数値目標
1	「学校は、生徒にいじめを起こさせない指導を適切に行っている」と回答する保護者の割合	70%
2	「学校は、いじめが起こった時、教職員が組織的に対応し解決を図ろうとしている」と回答する保護者の割合	70%
3	「学校は、いじめなどについて相談しやすい環境を作っている」と回答する生徒の割合	70%
4	「自分がいじめを受けた時、学校は自分を守ってくれると信じている」と回答する生徒の割合	70%

7 「学校いじめ防止基本方針」の改訂

本校「学校いじめ防止基本方針」は、学校の取組の成果と課題を踏まえ、随時改訂していくものとする。

そのため、毎年度、以下に示す作業を通して、学校の取組を評価する。

- ① 年度当初に数値目標を設定するとともに、これを「学校いじめ防止基本方針」に記載し、生徒及び保護者に周知します。
- ② 数値目標に関する質問項目を含め、学校の重点的な取組状況について、生徒及び保護者に対し、年に2回（9月、2月）アンケートを実施します。
- ③ 上記②に示すアンケート結果を集計、分析し、生徒及び保護者に示します。
- ④ 上記③の分析を踏まえ、本校「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。